

芽室町地球温暖化防止実行計画 (事務事業編)

<案>



ZERO CARBON
HOKKAIDO
MEMURO

令和7年 月
芽 室 町

目次

第1章	計画の基本的事項	1
1-1	計画策定の背景	2
1-2	計画策定の目的	3
1-3	計画の位置付け	3
1-4	計画の期間	4
1-5	対象とする温室効果ガス	4
1-6	対象とする範囲	5
第2章	温室効果ガス排出量の現状	6
2-1	排出量全体の状況	7
2-2	核施設の排出量の現状	9
	(1) 施設ごとの排出量	9
	(2) 排出量の増減要因	10
	(3) 排出量の削減に向けて	10
第3章	基本方針	11
3-1	基本的な考え方(方針)	12
3-2	温室効果ガス排出量(CO2)排出量の削減目標	12
第4章	排出量の目標設定	13
4-1	削減する数値目標	14
第5章	計画の目標・目標達成に向けた取組	15
5-1	計画全体の目標設定	16
5-2	将来ビジョンを達成するための具体的取組	18
	(1) 省エネルギー推進によるエネルギーの消費の少ないまちの実現	18
	(2) 行動変容につながる環境意識の醸成	21
	(3) 再生可能エネルギーの導入による脱炭素化のまちの実現	22
	(4) 職員の取組行動	
	(第3期芽室町地球温暖化防止実行計画(事務事業編からの継続取組)	23
第6章	計画の推進	25
6-1	推進体制	26
6-2	進行管理及び計画の見直し	27

第1章

計画の基本的事項

第1章 計画の基本的事項

1-1 計画策定の背景

近年、世界各地で異常気象による災害が発生し、気候変動の影響が顕在化しています。

こうした影響は、今後さらに幅広い分野に及ぶことが懸念されており、その主な要因としてあげられているのが「地球温暖化」です。

地球温暖化は、人為起源による化石燃料の使用や森林減少などによる温室効果ガスの増加により、大気の温室効果が高まったことが原因であるとされており、平均気温の上昇、異常気象、農作物や生態系の影響など、わたしたちの生活に大きな影響が及ぶ可能性がある環境問題となっています。

地球温暖化の重要性は、世界ではより一層増しており、2015(平成 27)年国連サミットで採択された「持続可能な開発目標(SDGs)」は、各国の政府機関だけでなく、民間の企業や団体までも含め、世界が一丸となって達成に向けて取り組んでいます。

その中でも、地球温暖化に対する対策は、社会や経済の基盤となる地球環境を守る重要な取り組みと位置付けています。

また、地球温暖化対策として世界で達成を目指している「2℃目標」「1.5℃目標」は、「世界の平均気温上昇を産業革命以前に比べて2℃より十分低く保つとともに、1.5℃に抑える努力をする」というもので、SDGsと同じく2015(平成 27)年に国連気候変動枠組条約第 21 回締結国会議(COP21)で採択されたパリ協定に基づくものです。

パリ協定の採択以降、国内外で温室効果ガスの排出量と吸収量の均衡を目指す「脱炭素化」の動きが加速しており、日本においても政府は「2050 年までに温室効果ガス排出実質ゼロ」を目指すことを表明し、2021(令和3)年5月に改正された「地球温暖化対策の推進に関する法律」において新設された基本理念規定にも、その旨が明記されました。

また、北海道にあっては、2020(令和2)年3月に「2050(令和32)年までに温室効果ガス排出量の実質ゼロをめざす」ことを表明し、2021(令和3)年3月に「北海道地球温暖化対策推進計画(第3次)」を策定しました。

これらの流れなどを受け、芽室町(以下「町」という。)では、国や北海道が定めた計画などと整合性のある計画として、さらに、これまで策定していた「芽室町地域新エネルギービジョン」を融合させた計画として、町民・事業者・行政が協働して地球温暖化対策に関する施策を推進していくことを目的とした「芽室町地球温暖化防止実行計画(区域施策編)」(以下「区域施策編」という。)を、2024(令和6)年5月に策定しました。

そして、この計画の推進により2050年までに温室効果ガス(二酸化炭素)排出量を実質ゼロにする「芽室町ゼロカーボンシティ」の実現を目指すことを、2024(令和6)年9月に宣言しました。

これらのことから、これまで策定していた「第3期芽室町地球温暖化防止実行計画(事務事業編)」(以下「事務事業編」という。)を各種計画等の考え方と整合を図った計画に見直すこととし、改定を行いました。

■参考 芽室町地球温暖化防止実行計画改訂の経過

2012(平成24)年4月 第1期芽室町地球温暖化防止実行計画 策定

2017(平成29)年3月 第2期芽室町地球温暖化防止実行計画 策定

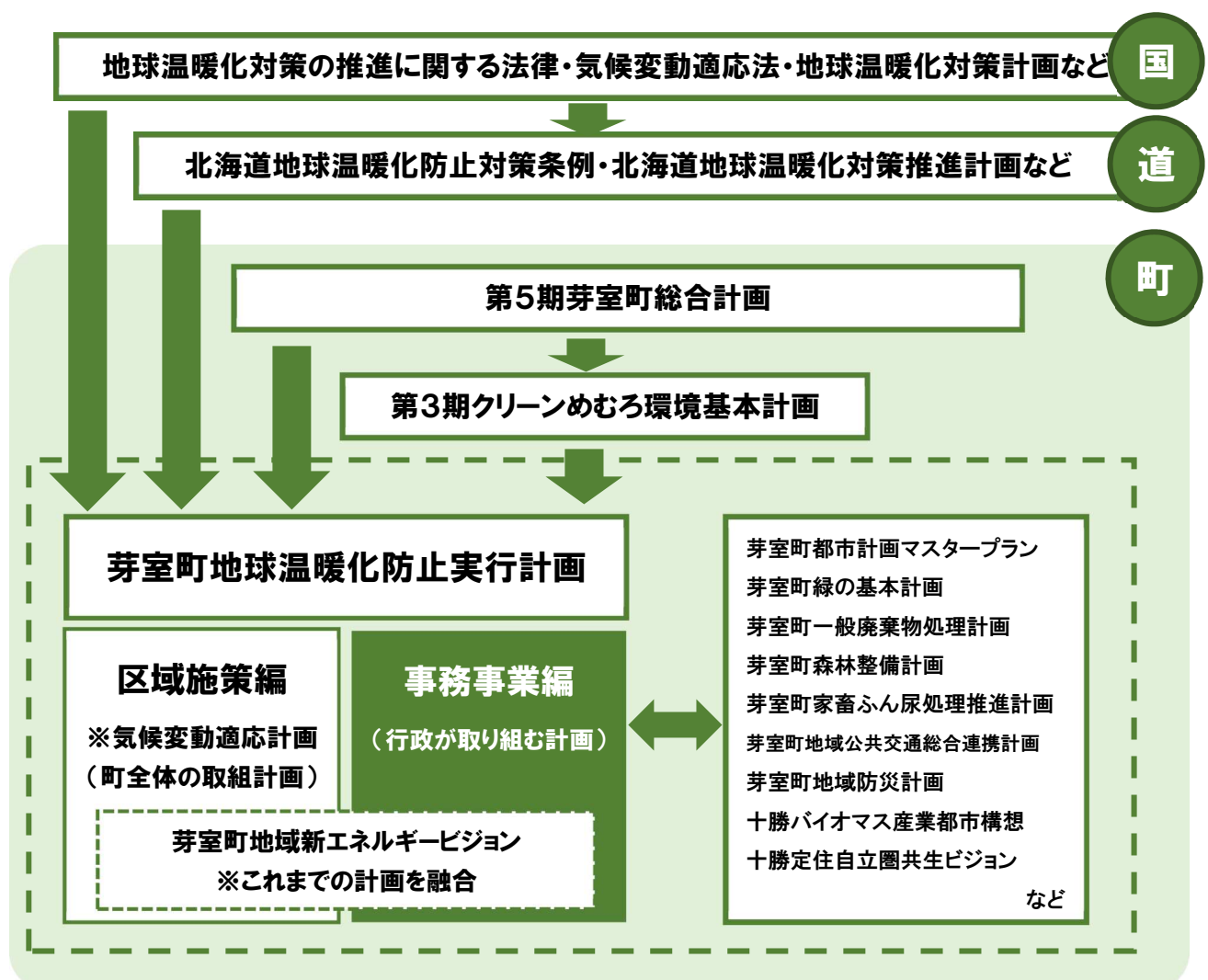
2022(令和 4)年7月 第3期芽室町地球温暖化防止実行計画 策定

1-2 計画策定の目的

本計画は、「地球温暖化対策の推進に関する法律」第21条に基づき、行政機関であるとともに、町内における大規模な事業者として温室効果ガス排出量の削減に取り組むため、行政の事務・事業に関する実行計画として策定するものです。

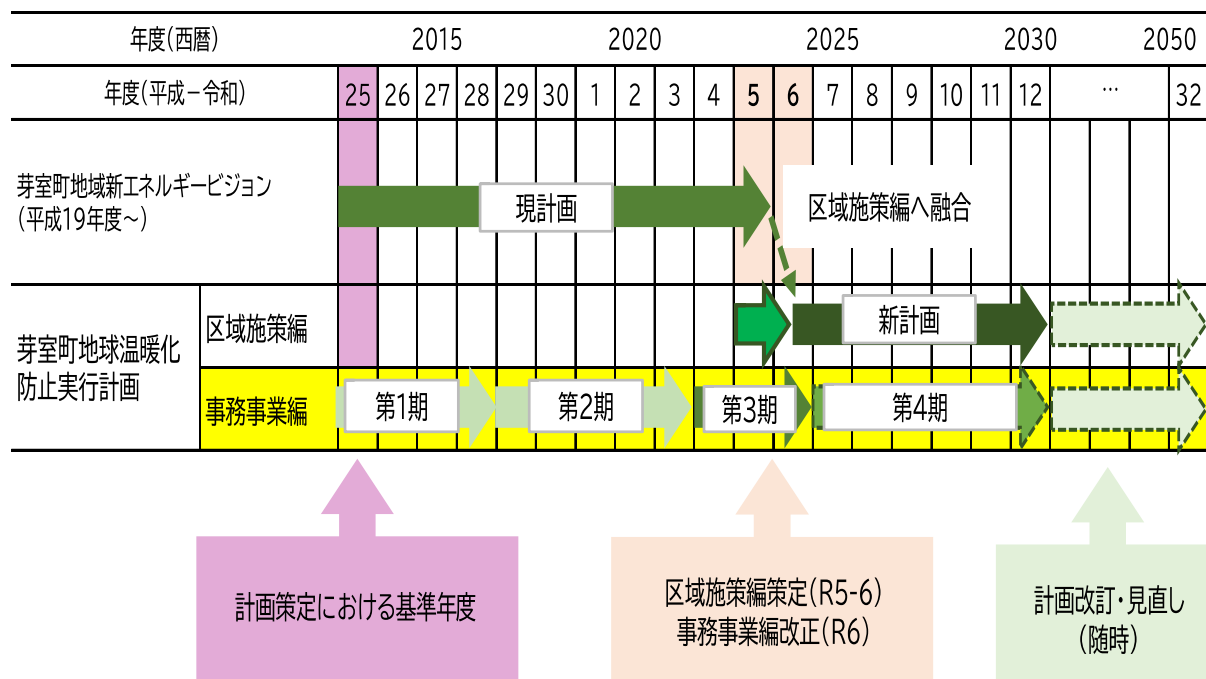
1-3 計画の位置付け

本計画は、「第5期芽室町総合計画」や「第3期クリーンめむろ環境基本計画」を上位計画とし、各種環境関連計画や関連事業などとの整合を図りながら、持続可能なまちづくりを推進していく計画とします。



1-4 計画の期間

区域施策編の計画期間と整合を図るため、計画の対象期間は2024(令和6)年度から2030(令和12)年度までとし、基準年度は国の計画に準じて2013(平成25)年度とします。



1-5 対象とする温室効果ガス

温室効果ガスの算定対象は、「地球温暖化対策の推進に関する法律施行令」第3条第1項の規定に基づき、二酸化炭素(CO₂)、メタン(CH₄)、一酸化二窒素(N₂O)、ハイドロフルオロカーボン(HFC)、パーフルオロカーボン(PFC)、六フッ化硫黄(SF₆)となりますが、行政の業務において発生する可能性のない PFC 及び SF₆ は対象外とします。

温室効果ガス種別	主な発生源	地球温暖化係数 (※1)
二酸化炭素(CO ₂)	各施設が使用するエネルギー(電気・ガス・石油)、公用車の使用	1
メタン(CH ₄)	公用車の使用	28
一酸化二窒素(N ₂ O)	公用車の使用、燃料の燃焼	265
ハイドロフルオロカーボン(HFC)	カーエアコンの使用、公共施設エアコンの使用	4～12,400

※1 地球温暖化係数

二酸化炭素を基準に、ほかの温室効果ガスがどれだけ温暖化する能力があるか表した数字のこと。

1-6 対象とする範囲

計画の対象範囲は、各課が所有する公用車、及び芽室消防署を除く関連施設のうち、次の施設とします。また、今後新たに設置する公共施設についても対象とします。

所管課	施設名	所管課	施設名
総務課	役場庁舎	水道課	芽室浄水場
都市経営課	町内地域集会施設		美生浄水場
住民税務課	上美生出張所		新南平和浄水場
健康福祉課	保健福祉センター		上美生浄水場
	障がい者生活体験住宅		河北浄水場(R4 から停止)
高齢者支援課	体力増進施設「ひまわりⅡ」		上美生処理場
子育て支援課	子どもセンター「あいりす」		西工雨水ポンプ場
	西子どもセンター「みらい」		第1汚水中継ポンプ場
	ひだまり保育所		第2汚水中継ポンプ場
	上美生保育所(R5から休所)	商工労政課	めむろ駅前プラザ
	発達支援センター		めむろステーションギャラリー
農林課	美生ダム	教育推進課	町内小中学校
	美生ダム中央管理センター		給食センター
環境土木課	斎場		ふるさと交流センター
	じん芥管理事務所	生涯教育課	図書館
	公園管理事務所		中央公民館
	車両管理センター		ふるさと歴史館
			総合体育館
			温水プール
			健康プラザ
		公立芽室病院	公立芽室病院

第2章

温室効果ガス 排出量の現状

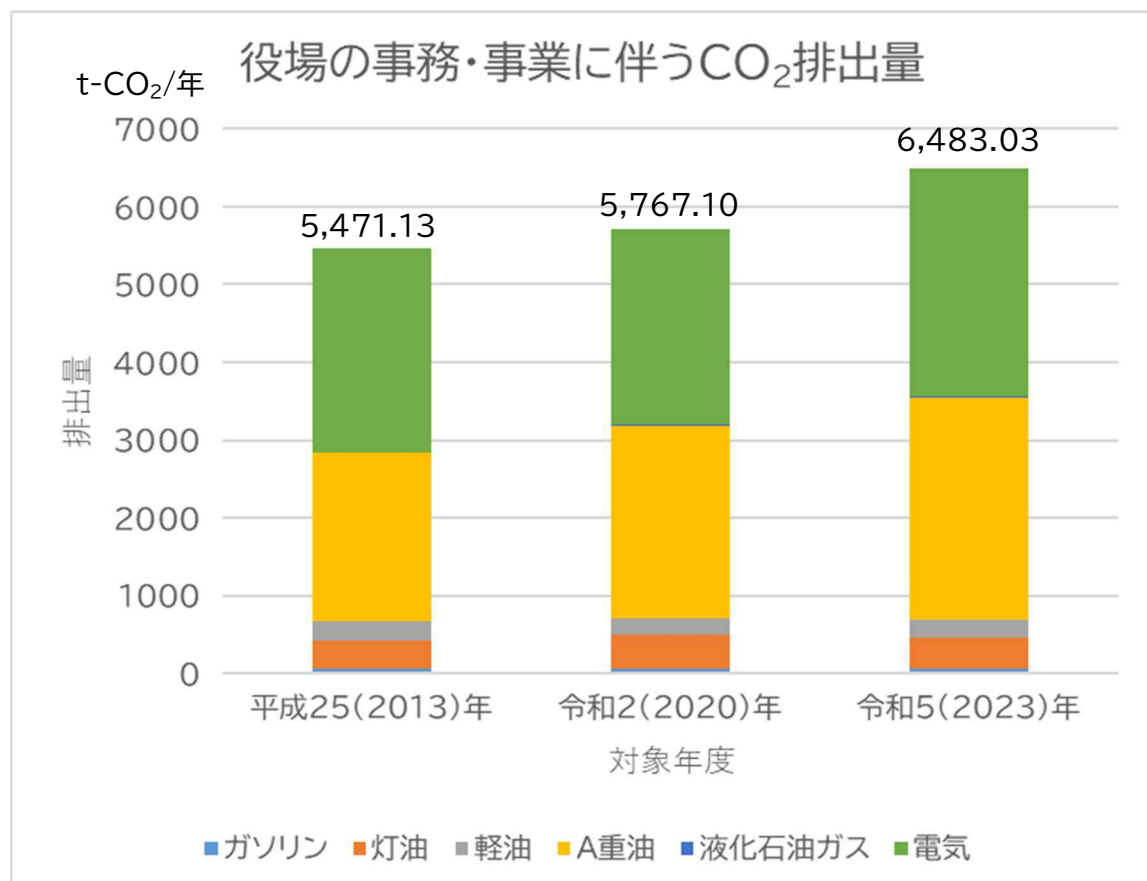
第2章 温室効果ガス排出量の現状

2-1 排出量全体の状況

使用する公用車及び公共施設における CO₂ 排出量について、基準年の2013(平成25)年度、第3期事務事業編策定時の2020(令和2)年度、直近の調査結果である2023(令和5)年度の3か年で比較すると、次のとおりとなりました。

■町の事務・事業に伴う CO₂ 排出量

調査項目	CO ₂ 排出量(単位:t-CO ₂)		
	2013(平成25)年度	2020(令和2)年度	2023(令和5)年度
ガソリン	70.24	58.34	62.92
灯油	361.65	444.06	400.20
軽油	238.20	216.62	223.92
A重油	2,169.68	2,472.69	2,854.16
液化石油ガス	13.36	19.43	24.90
電気	2,618.00	2,555.96	2,916.93
排出量計	5,471.13	5,767.10	6,483.03



基準年と比較して排出量が多い結果となっていますが、庁舎新設やその他の公共施設の整備など、施設の設備や使用状況などの異なる様々な要因があり、このような結果となっています。

■(参考)行政の事務・事業に伴う年間活動量

調査項目	年間活動量		
	2013(平成25)年度	2020(令和2)年度	2023(令和5)年度
ガソリン	30,244 ㍓	25,125 ㍓	27,474 ㍓
灯油	145,242 ㍓	178,408 ㍓	160,079 ㍓
軽油	92,141 ㍓	82,713 ㍓	85,464 ㍓
A 重油	800,621 ㍓	912,432 ㍓	1,037,878 ㍓
液化石油ガス	4,454kg	6,481kg	8,329kg
電気	3,861,355kwh	4,655,669kwh	5,472,671kwh

2-2 各施設の排出量の状況

(1)施設ごとの排出量

各施設について、第3期事務事業編策定時に調査した 2020(令和2)年度と、直近で調査した2023(令和5)年度の CO₂ 排出量を次のとおり比較しました。

(単位：t-CO₂、%)

	施設名等	R5 排出量	R2 排出量	増減	R5 排出割合
1	公立芽室病院	1,325.67	1,278.11	47.56	20.45
2	町内小中学校	1,313.60	1,348.72	-35.12	20.26
3	給食センター	526.46	485.73	40.73	8.12
4	温水プール(※2)	459.40	—	—	7.09
5	浄水場	435.24	373.47	61.77	6.71
6	総合体育館	395.67	372.39	23.28	6.10
7	役場庁舎	304.73	299.85	4.88	4.70
8	役場公用車	276.03	264.50	11.53	4.26
9	中央公民館	232.97	257.71	-24.74	3.59
10	保健福祉センター	203.75	164.50	39.25	3.14
11	町内地域集会施設	126.91	126.22	0.69	1.96
12	健康プラザ(※3)	104.72	—	—	1.62
13	図書館	98.21	101.74	-3.53	1.51
14	めむろ駅前プラザ	90.28	81.26	9.02	1.39
15	ポンプ場	85.10	85.70	-0.60	1.31
16	美生ダム	77.84	61.40	16.44	1.20
17	斎場	69.20	57.64	11.56	1.07
18	ひだまり保育所	67.95	65.67	2.28	1.05
19	子どもセンター	51.67	64.97	-13.30	0.80
20	上美生出張所	46.21	69.91	-23.70	0.71
21	ふるさと歴史館	38.07	31.63	6.44	0.59
22	ふるさと交流センター	36.90	47.48	-10.58	0.57
23	発達支援センター	31.46	36.56	-5.10	0.49
24	西子どもセンター	26.40	24.89	1.51	0.41
25	ステーションギャラリー	17.92	17.16	0.76	0.28
26	車両センター	11.73	14.40	-2.67	0.18
27	上美生保育所(※4)	—	10.57	—	—
28	ひまわりⅡ(※3)	8.49	—	—	0.13
29	ダム管理センター	6.75	13.53	-6.78	0.10
30	じん芥管理事務所	6.70	6.39	0.32	0.10
31	公園管理事務所	4.21	5.00	-0.79	0.07
32	障がい生活体験住宅(※6)	2.81	—	—	0.04
計		6,483.05	5,767.10	—	100.00

- (※2)温水プールは、2023(令和5)年度に新設。それまでの施設は排出量の計上なし。
- (※3)第3期計画策定当時、対象施設外施設のため、2020(令和2)年度の排出量計上なし。
- (※4)上美生保育所は2023(令和5)年度以降休所中のため、2023年(令和5)年度の排出量形状なし。
- (※5)障がい生活体験住宅は2022(令和4)年度から事業開始のため、それまでの施設の排出量計上なし。

(2)排出量の増減要因

公共施設等における全体のCO₂排出量は、近年増加傾向にあります。

燃料等使用量の推移を見ると、ガソリンや軽油といった公用車の運行距離等により変動するものを除き、A 重油・液化石油ガス・電気の使用量が、基準年である2013(平成25)年度と第3期事務事業編の調査値である2020(令和2)年度と比べて、大きく増えている状況にあります。

使用量が増加している要因としては、公共施設の新設により施設設備が新設・更新されたことや、指定管理者が管理している施設など、これまでの事務事業編において対象外となっていた施設を対象としたことなどが挙げられるほか、一部の公共施設では新型コロナウイルスによる影響もあると考えられることから、単純な比較はできないものの、9ページ「2-2 各施設の排出量の状況 (1)施設ごとの排出量」のとおり、2020(令和2)年度との比較において燃料等使用量が増えている施設が多いことが分かります。

(3)排出量の削減に向けて

「(2)排出量の増減要因」のとおり、現時点においては公共施設から排出されるCO₂の量は増加傾向にあることから、まずは電気や燃料の使用量自体の削減が必須です。

一方で、CO₂排出量の削減が進んでいる施設もあり、これらの施設では再生可能エネルギー由来の電力への転換や太陽光発電システムをはじめとする再生可能エネルギー導入が要因であると考えます。

このことから、削減努力だけでは達成できないCO₂排出量については、施設ごとの要因分析を行い、ハード面を含めた積極的な省エネルギー化と再生可能エネルギーの導入などの対策を講じる必要があります。

第3章

基本方針

第3章 基本方針

3-1 基本的な考え方(方針)

第5期芽室町総合計画に掲げた目指すべき将来像である「みんなで創り みんなでつなぐ ずっと輝くまち めむろ」を、ゼロカーボン分野において実現するため、町民・事業者・行政が一体となって地域脱炭素社会を築いていくことが、区域施策編の取り組みを進める基本的な考え方です。

また、第3期クリーンめむろ環境基本計画にも掲げているように、この町の自然環境を確保し、将来の世代に引き継ぐことは重要であり、地球温暖化対策を進める上で、自然景観の保護は不可欠であると考えています。

事務事業編においても、区域施策編の考え方を踏まえつつ、地域資源・先進的技術や技術革新・創意工夫を生かした施策の推進を図ります。

3-2 温室効果ガス(CO₂)排出量の削減目標

国は、2050(令和32)年までの脱炭素社会の実現に向け、2030(令和12)年度において温室効果ガスを2013(平成25)年度から46%削減することを目指し、さらに、野心的な目標として50%の高みに向けて挑戦を続ける、という目標を掲げています。

また、国と同様、北海道においても2050(令和32)年までにゼロカーボンを実現することとしており、2030(令和12)年までに、国の目標を上回る2013(平成25)年度と比べて48%削減することを目標として掲げています。

国や北海道の削減目標を踏まえるとともに、再生可能エネルギーの導入ポテンシャル等を考慮し、区域施策編と整合を図る形で以下のとおり中期目標・長期目標を設定します。

削減目標 2030(令和12)年度	2013(平成25)年度から 48%削減
----------------------	-----------------------------

第4章

排出量の目標設定

第4章 排出量の目標設定

4-1 削減する数値目標

基準年度である2013(平成25)年度のCO₂排出量は、5,471t-CO₂/年であったことから、2030(令和12)年度までに48%の削減目標を達成するためには、基準年度から2,626t-CO₂/年の削減が必要となります。

直近の実績である2023(令和5)年度の排出量実績が6,483t-CO₂/年であったことから、2030(令和12)年度までに3,638t-CO₂/年の削減が必要となり、この目標を達成するためには、年間8.02%のCO₂排出量の削減を図る必要があります。

2020(令和2)年度時点のCO₂排出量が5,767t-CO₂/年だったのに対し、2023(令和5)年度の排出量が大幅に増えたのは、指定管理者が管理している施設など、それまで対象外としていた施設を今回から対象としたことや、施設の建て替えなどで新施設のエネルギー使用量が増えていることなどが要因として挙げられます。また、実際の使用量が増えている施設もあり、全体的に排出量が増えた結果となっています。

単純に比較することが難しい部分もありますが、今後においても施設の改修など、様々な状況が想定されることから、現状の施設の稼働状況をベースとして区域施策編に基づく削減目標に取り組むこととします。

【目標値の算出】

○2030(令和12)年度 CO₂削減目標

基準年度 2013(平成25)年度より48%削減

$5,471\text{t-CO}_2/\text{年} \times 48\% = \underline{\underline{2,626\text{t-CO}_2/\text{年の削減}}}$

実質排出量 … $5,471\text{t-CO}_2/\text{年} - 2,626\text{t-CO}_2/\text{年} = 2,845\text{t-CO}_2/\text{年}$

○2023(令和5)年度 CO₂排出量6,483t-CO₂/年

2030(令和12)年度 目標値(実質排出量)達成まで、2024(令和6年)度からの7年間で
3,638t-CO₂/年の削減が必要(年間519.7t-CO₂/年:削減率 年8.02%)

2030(令和12)年度までのCO₂排出量削減目標

年8.02% 2023(令和5)年度比 **削減率:56.11%**

第5章

計画の目標・ 目標達成に向けた取組

第5章 計画全体の目標・目標達成に向けた取組

5-1 計画全体の目標設定

ゼロカーボンの実現を目指すには、再生可能エネルギーの導入や省エネルギー等の施策を実施するとともに地域としての将来ビジョンを描くことが重要との考えから、区域施策編では、ゼロカーボン実現に向けた本町の将来ビジョンやコンセプトを定めました。

事務事業編についても、基本的には区域施策編の考え方を踏まえた取組とする考えであることから、町が目指す将来ビジョンから派生するコンセプトの中で、行政が行う事務事業に関連する部分を、本計画のCO₂削減に向けた取組の方針とします。

区域施策編で掲げる

まちが目指す将来ビジョン



事務事業編における CO₂ 削減に向けたコンセプト

省エネルギー推進によるエネルギー消費の少ないまちの実現

行動変容につながる環境意識の醸成

再生可能エネルギーの導入による脱炭素化のまちの実現

●区域施策編を踏まえたコンセプト及びコンセプトを達成するための施策●

将来ビジョン	コンセプト	施策
誰もが健康で心豊かに暮らせるまち	省エネルギー推進によるエネルギー消費の少ないまちの実現	省エネ型機器等の導入
		省エネへの取組実践
		省エネ型建物(ZEB)の普及
		次世代自動車の導入・利用促進
		3R の推進
災害に強く安心・安全なまち	行動変容につながる環境意識の醸成	環境意識の醸成
農業を軸とした活力と賑わいのあるまち	再生可能エネルギーの導入による脱炭素化のまちの実現	太陽光発電の導入
		新たな再生可能エネルギーの検討・導入

5-2 将来ビジョンを達成するための具体的取組

(1) 省エネルギー推進によるエネルギー消費の少ないまちの実現

省エネルギーに対する取組は重要であり、職員一人ひとりの取組が大きな成果へとつながる。また、施設への省エネ対策は大きな効果を生むことから重点的に実施し、CO₂の排出量削減につなげます。

【関連する主な SDGsの目標】



コンセプトを達成するための施策

- 省エネ型機器等の導入
- 省エネへの取組実践
- 省エネ型建物(ZEB)の普及
- 次世代自動車の導入、利用促進
- 3R の推進

具体的な取組事項

■省エネ型機器等の導入

日常で使用する照明、設備等は毎日のエネルギー消費が多く、CO₂ 排出量にも影響します。施設等に関連する機器を省エネ型機器に更新するなど、CO₂ 排出量抑制に努めます。

○省エネ型機器等の導入

- ・公共施設・街路灯の LED 化(2030(令和12)年度:100%導入)
- ・施設機器等の更新時における省エネ型機器、高効率機器の導入

■省エネへの取組実践

行政が行っている業務の中で普段何気なく使用している電気やガス、自動車などから CO₂ は多く排出しています。また、業務においては紙なども多く使用しており、これまでの事業体制を改めて見直し、無駄を省くことによるお金にも環境にも優しい取り組みを進めます。

○省エネへの取組実践

- ・各課業務における DX の推進
- ・地球温暖化防止実行計画(事務事業編)の推進

■省エネ型建物(ZEB)の普及

施設再整備の際は、ZEB(※6)化を検討・導入し、施設からの CO₂ 排出量削減に努めます。

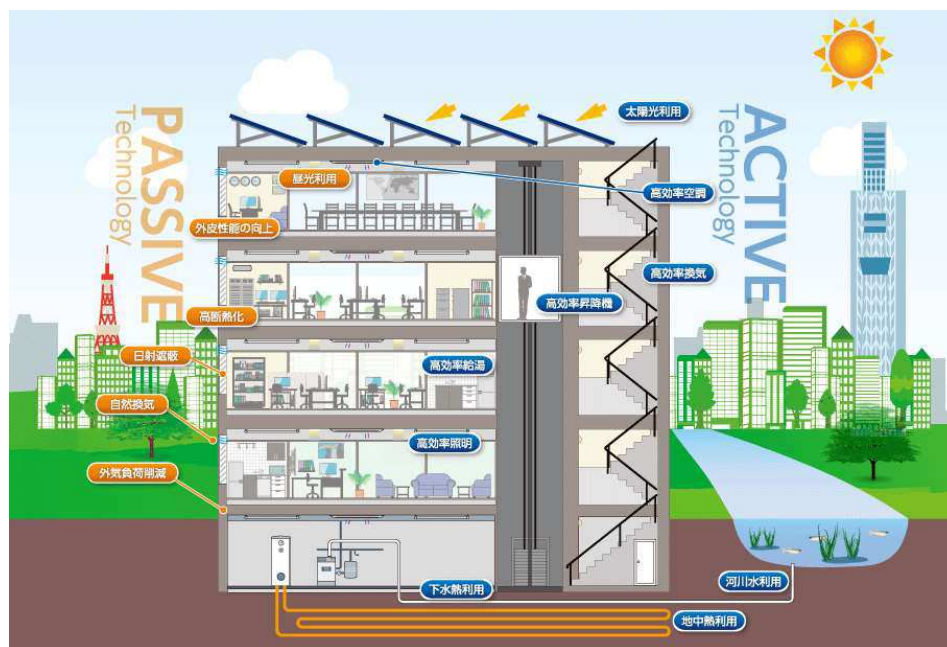
○省エネ型建物(ZEB)の普及践

- ・公共施設の新設・改築時における ZEB 化の検討・導入

※6 ZEB(ゼブ)とは

ZEB(Net Zero Energy Building／ネット・ゼロ・エネルギー・ビル)とは、快適な室内環境を実現しながら、建物で消費する年間の一次エネルギーの収支をゼロにすることを目指した建物のことです。

建物の中では人が活動しているため、エネルギー消費量を完全にゼロにすることはできませんが、省エネによって使うエネルギーをへらし、創エネによって使う分のエネルギーをつくることで、エネルギー消費量を正味(ネット)でゼロにすることができます。



出典：環境省 ZEB ポータルサイト(<http://www.env.go.jp/earth/zeb/index.html>)

■次世代自動車の導入・利用促進

EV や PHEV など、次世代自動車(※7)が普及することにより車両からの CO₂ 排出量が削減されることとなります。このことから、公用車においても補助金などを活用して次世代自動車の導入を進めます。

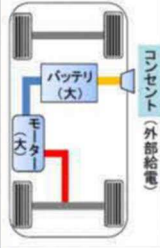
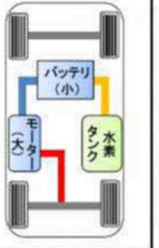
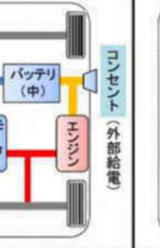
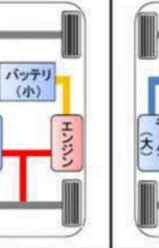
○次世代自動車(EV・PHEV など)の導入・利用促進

- ・公用車の次世代自動車の導入、更新
- ・EV 充電器の整備

※7 次世代自動車とは

次世代自動車とは、CO₂ の排出が少なく環境負荷の小さい自動車です。

気候変動対策としてガソリン車等から電気を利用する電気自動車(EV)等へのシフトが世界で進んでいます。EVは、車両価格が高い、航続距離が短い、充電設備数が少ないなどの課題もありますが、エンジンとモーターを併設するハイブリッド自動車(HV)であれば、長距離の航続距離で燃費性能が向上し、CO₂ 排出量も削減できます。また、外部から給電できるプラグイン・ハイブリッド車(PHEV)であれば、太陽光発電等の再生可能エネルギー由来電力を供給することが可能となり、CO₂ 排出量の削減につながります。

	①電気自動車 (EV)	②燃料電池自動車 (FCV)	③プラグイン・ ハイブリッド自動車 (PHEV)	ハイブリッド自動車(HV)	
				4トヨタ型(プリウス等)	5日産型(e-Power)
構造					
長所	・走行時にCO₂が排出されない	・走行時にCO₂が排出されない ・航続距離が長い ・充電時間が短い	・電動モード時は走行時にCO₂が排出されない ・電欠してもエンジンで走行が可能	・従来のガソリン車に比べて燃費が優れている	
短所	・コストが高い ・航続距離が短い ・充電時間が長い ・電池製造時にCO₂が排出される	・EV以上にコストが高い ・充電インフラコストが高い	・エンジンモード時は走行時にCO₂が排出される ・コストがまだ高い	・従来のガソリン車ほどではないが、走行時にCO₂が排出される	

出典:資源エネルギー庁 HP

(http://www.enecho.meti.go.jp/about/special/johoteikyo/xev_2022now.html)

■3R の推進

庁舎や各公共施設から排出されるごみのうち、事業系一般廃棄物については可能な限りリサイクルを行い、公共施設からのごみ減量化を進めます。

○廃棄物の削減・リサイクルの推進

- ・各公共施設におけるごみ減量化、リサイクルの推進

(2)行動変容につながる環境意識の醸成

さまざまな取組を進める上でも、省エネルギーへの取り組みを進めていく上でも職員のゼロカーボンに対する意識を継続して向上させていくことは重要です。実際の取り組みや研修を通じて、効果的な削減行動へとつなげます。

【関連する主な SDGsの目標】



コンセプトを達成するための施策

●環境意識の醸成

具体的な取組事項

■環境意識の醸成

ゼロカーボンに対する理解や、それぞれの活動などへの影響・効果などを考える機会を作るため、職員を対象とした研修を計画的に開催します。

さらに、職員の環境への配慮行動につながる対策を講じながら、意識醸成につなげていきます。

○行動変容につながる事業等の実施

- ・職員研修の実施
- ・ゼロカーボンアクションの実施
- ・ノーカーデーの取組実施

(3)再生可能エネルギーの導入による脱炭素化のまちの実現

ポテンシャルが最も高い太陽光発電設備の導入をはじめ、水素エネルギーなどの次世代エネルギーの活用により、脱炭素化を進めます。

【関連する主な SDGsの目標】



コンセプトを達成するための施策

- 太陽光発電の導入
- 新たな再生可能エネルギーの検討・導入

具体的な取組事項

■太陽光発電の導入

導入ポテンシャルが最も高い太陽光発電の導入を進め、CO₂ 排出量の排出量を抑制するとともに、快適な暮らしを推進します。

○公共施設・公共遊休地への太陽光発電設備等の導入

- ・公共施設への太陽光発電システムの検討、導入
- ・公共施設へのマイクログリッド導入の検討、導入

■新たな再生可能エネルギーの検討・導入

太陽光発電システム以外の再生可能エネルギー(ヒートポンプなど)の導入について、公共施設の新築・改築時に併せて検討し、可能な設備の導入に努めます。

○新たな再生可能エネルギーの検討

- ・太陽光発電システム以外の再生可能エネルギー(ヒートポンプなど)の検討、導入
- ・再エネ比率の高い電力の導入

(4)職員の取組行動

(第3期芽室町地球温暖化防止実行計画(事務事業編)からの継続取組)

省エネルギーに向けた取組

■電気使用量の削減

- ・不使用機器の電源オフ(1時間以上離席時のパソコン電源オフ)
- ・昼休みのパソコンの電源オフ(AC アダプタコンセントを抜く)
- ・自動ドアの使用自粛(出退勤時や昼休みなど、勤務時には自動ドアを使用しない)
- ・エレベーターの利用自粛(重い物品等を運ぶ場合など、やむを得ない事情を除きエレベーターを使用しない)
- ・照明機器のこまめな消灯

■燃料使用量の削減

- ・ガスの節約
- ・クールビズ、ウォームビズなど服装による温度調整

■公用車燃料使用量の削減

- ・エコドライブの実施
- ・車を離れるときのエンジン停止
- ・無駄なアイドリング防止
- ・用務先の距離に応じて徒歩での移動(片道500メートルの範囲は徒歩移動)

省資源に向けた取組

■紙使用量の削減

- ・庁内会議時における紙資料配付の不使用
- ・内部回覧のデータ化
- ・両面コピーの徹底、ミスコピーの防止
- ・ミスコピー用紙・片面使用済み用紙の裏面活用
- ・外部会議におけるペーパーレス化の推奨
- ・印刷レイアウトの工夫による資料枚数の削減

■再生紙(古紙配合率100%・白色度70%)の使用

- ・印刷物の再生紙の指定
- ・コピー用紙などの再生紙の利用

■ 廃棄物の削減及びリサイクルへの取組

■ 資源化・分別への取組

- ・資源化できるごみの分別徹底
- ・昼食等、勤務時における私物購入の際の店舗でのレジ袋の受け取り辞退、マイバッグの持参
- ・ペットボトル、缶の業者回収ボックスの利用又はマイボトルの持参

■ ごみの適正処理の取組

- ・物品の長期使用、再利用、共通物品の適正使用

■ グリーン購入の取組

■ グリーン購入の取組

- ・環境配慮型製品の購入、使用

第6章

計画の推進

第6章 計画の推進

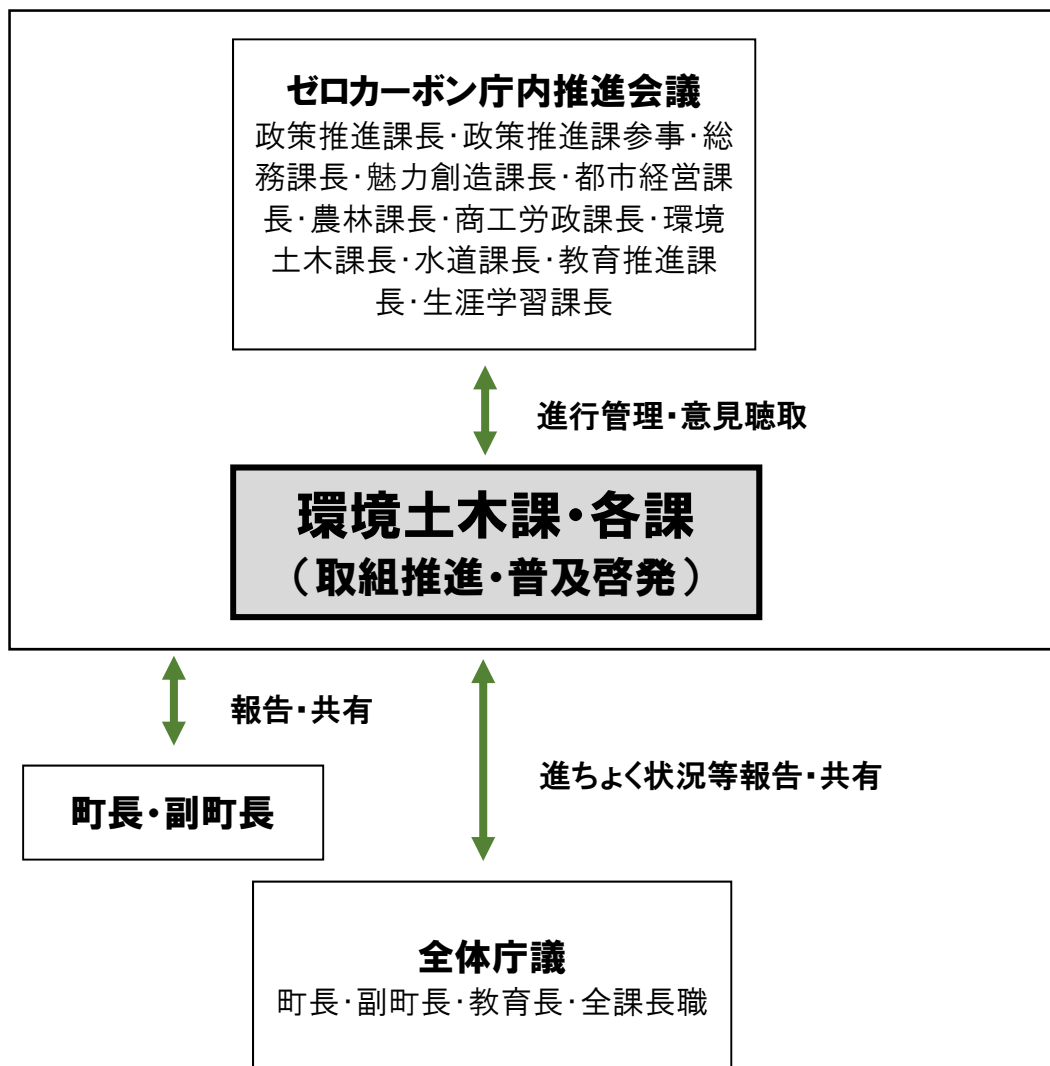
6-1 推進体制

ゼロカーボン推進には、町民・事業者・行政が連携・協働して推進することとしていますが、町内の1事業者でもある行政・役場が率先して取り組みを進めることはとても重要です。

また、事業等の推進に当たってはPDCAサイクルをもとに進めることから、これらの実施や進行管理においては、関係課長等で構成する「芽室町ゼロカーボン庁内推進会議」において、事業推進に対する意見等の聴取や町全体のゼロカーボン推進の進ちょく等の管理を行います。

また、庁内で総括した内容等については、町長・副町長へ報告・共有するとともに、町長・副町長・教育長・全課長職で構成する「全体庁議」において、その結果を報告し、次年度以降の各課の取組につなげます。

●ゼロカーボン推進体制●



6-2 進行管理及び計画の見直し

(1) 進行管理

本計画は「6-1 推進体制」のとおり、PDCA サイクルに基づき、芽室町ゼロカーボン庁内推進会議において各年度の事業実施内容や、計画の進捗状況、温室効果ガス排出量の結果について検証することで進行管理を行います。

なお、毎年度の温室効果ガス排出量の結果については、町のホームページや広報紙などを通じて公表します。



●計画の進行管理(PDCA サイクルの流れ)●

(2) 計画の見直し

温室効果ガスの排出量や取組状況等を踏まえ、また、国や道の動きなどを考慮しながら、必要に応じ計画内容の見直しを行います。